

※月2回発行

2019年1月25日 | No.295

- I 全人代レベル
- II 国務院レベル
- III 中央行政部門レベル
- IV 司法解釈
- V 地方レベル
- VI その他

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<http://www.mhmjapan.com/>

射手矢 好雄
☎ 03-5223-7713

石本 茂彦
☎ 03-5223-7736

江口 拓哉
☎ 06-6377-9402

小野寺 良文
☎ 03-5223-7769

I 全人代レベル

II 国務院レベル

III 中央行政部門レベル

一 「市場参入ネガティブリスト(2018年版)の公布に関する通知」

(原文「国家发展改革委、商务部关于印发《市场准入负面清单(2018年版)》的通知」
发改经体[2018]1892号、国家发展和改革委员会、商务部 2018年12月21日公布、同日施行)

2015年10月、国務院は、「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する意見」¹を公布し、全国で市場参入ネガティブリスト制度を段階的に実施することを定めた。同制度の実施の一環として、国家発展改革委員会と商務部は、2018年12月21日、「市場参入ネガティブリスト(2018年版)の公布に関する通知」(以下「本通知」という。)を公布した。本通知は、同日に公布された「市場参入ネガティブリスト(2018年版)」(以下「市場参入ネガティブリスト」という。)の実施について規定するものである。本通知の主な内容は以下のとおりである。

1. 「市場参入ネガティブリスト」とは

市場参入ネガティブリスト制度とは、中国国内において投資経営を禁止し、及び制限する業種、分野及び業務等をリスト方式で明確に列挙し、各級政府が法に従い相応の管理措置を講じる一連の制度である。同制度のもと、①内資外資を問わず、中国国内の全ての市場主体に適用される「市場参入ネガティブリスト」、及び②外資にのみ適用される「外商投資ネガティブリスト」という2つのネガティブリストが存在し、本通知により公布されたのは、前者の「市場参入ネガティブリスト」であり、外資・内資を問わず、中国における投資経営活動に対して禁止・制限範囲を明確に列挙するリストである。

2. ネガティブリストの公布の目的

本通知によれば、市場参入ネガティブリストの趣旨は全国統一的な市場参入制度の実施を推進することにある。ま

¹ 本ニュースレターNo.212(2015年11月13日発行)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

た、社会市場経済システムの改善の速度を速めるにあたっては政府と市場の関係を正しく処理することが中核となるため、本通知は、ネガティブリストの完全な実施と継続的な見直しが必要である旨を規定している(1条)。

3. 実施に当たっての地方政府の義務等

市場参入ネガティブリストの公表により、各地方政府は市場参入ネガティブリストを参考として、市場参入審査をしなければならない、他の市場参入関連規定を制定してはならないこととされた(2条)。但し、地方毎の差異に対応し、各地方政府が現在実施している市場参入審査標準と市場参入ネガティブリストがスムーズに連携できるようにするため、「許可類」リストに即時に更新できる「地方許可措置」欄を設けている。

また、地方政府のすべての部門は市場参入ネガティブリストの実施のため組織の体制を整備しなければならない、業務や責任の明確化、労働力を効率的な配分、実施の監督、自己評価等を行い、かつ、新たな状況を常に注視しリストの内容等の見直しを行わなければならないとされている(3条)。

4. 市場参入ネガティブリストの内容

本通知に添付されている市場参入ネガティブリストは、市場主体が投資経営する業種、分野及び業務等に対する制限措置に該当する国务院の各部門の行政審査認可事項を列挙し、また、従来の「産業構造調整指導目録」と「政府が審査確認を行う投資プロジェクト目録」を統合した内容となっている。「外商投資法(草案)意見募集稿」²では、外商投資に対して参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を实行すると規定しているため、外商投資を行う場合には、外商投資ネガティブリスト³のみならず、この市場参入ネガティブリストの内容にも注意しなければならない可能性がある点に留意する必要がある。

(本ネガティブリスト全 151 項目、本通知全 3 条)

二 「独占禁止法執行の授権に関する通知」

(原文「国家市场监管总局关于反垄断执法授权的通知」)

国家市場監督管理総局 2018 年 12 月 28 日公布、同日施行

国家市場監督管理総局は、2018 年 12 月 28 日、「独占禁止法執行の授権に関する通知」を公布した。同通知は、国家市場監督管理総局が、各省、自治区、直轄市の市場監督管理部門(「省級市場監督部門」)に対し、各省級市場監督部門が管轄する行政区域内における独禁法の執行につき授権するものである。

本通知により、各省級市場監督管理部門は、その管轄する行政区域内の独禁法案件につき、自らの名義で案件処理を行うことになる(1条2項)。もっとも、複数の省、自治区、直轄市を跨ぐ案件、内容が比較的複雑又は全国に重大な影響を与える案件、国家市場監督管理総局が直接管轄する必要性を認めた案件については、国家市場監督管理総局が、直接又は省級市場監督部門への授権を通じて管轄するものとされている(1条1項)。

また、本通知は、上記管轄に関する事項のほか、積極的に独禁法の執行を行うべきこと(2条1項)、案件情報の公開を促進すること(2条3項)、独禁法執行能力を増強すること(3条2項)等の内容を定めている。

(全 3 条)

三 「金融情報サービス管理規定」

(原文「金融信息服务管理規定」)

国家インターネット情報弁公室 2018 年 12 月公布、2019 年 2 月 1 日施行

² 本ニュースレターNo.294(2019年1月21日発行)をご参照ください。

³ 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」を指す。本ニュースレターNo.281(2018年7月6日発行)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

近年、中国国内の金融情報サービスは急速に発展している。そのため、金融情報サービスの管理を強化し、品質を向上することにより、金融情報サービスの秩序ある発展を促進し、自然人、法人及び組織の正当な権益を保護するため、インターネット情報弁公室は、「金融情報サービス管理規定」(以下「本規定」という)を公布した。本規定の主な内容は以下のとおりである。

1. 金融情報サービスの概念

本規定は、金融情報サービスの提供者⁴に対して、管理人員の配置等の義務を課している。金融情報サービスとは、金融分析、金融取引、金融政策の決定、その他金融活動に従事するユーザーに対して、金融市場に影響する可能性のある情報や金融データを提供するサービスを指す(2条)。金融情報サービスは、機関や特定投資家等の特定ユーザーを主な対象とするものであり、一般大衆に対して、銀行貸付け、証券取引、保険購入、ファンド取引、債券取引、外為売買などの金融業務サービスを直接提供することは含まれないと考えられる⁵。

2. 金融情報サービスの規制及び処罰規定

金融情報サービス提供者は、サービスの規模に応じて、当該サービスを管理する人員を配置し、情報の審査、保存を行う(5条)。金融情報サービス提供者は、正確な情報源を明らかにし、文字、画像等の形式で金融情報源を追跡できるようにする(6条)。金融情報サービス提供者は、金融情報の内容を審査する専門的な人員を設置し、金融情報内容が真実、客観的、合法的であることを確保する(7条)。金融情報サービス提供者は、虚偽の金融情報及び国家利益を侵害する情報等を作成、コピー、配布してはならない(8条)。金融情報サービス提供者は、ユーザーの監督を積極的に行い、苦情を適切に処理して、記録する(9条)。

上記に違反した場合、国家又は地方のインターネット情報弁公室は、行政指導、公表等を行うことができる。また、インターネット情報弁公室は法律に基づいて行政処罰を与えることができ、犯罪を構成する場合には刑事責任が追及できる(14条)。

本規定は、2009年に施行された「外国機構の中国国内における金融情報サービス提供管理規定」⁶(以下「2009年規定」という)に影響を及ぼさないものと考えられる⁷。2009年規定は、外国機構が中国国内で金融情報サービスを提供することに関する規制であり、ライセンスに関する規制に重点を置いている。本規定は、金融情報サービス提供者のサービス内容の管理及び行為規制に重点を置いている。そのため、本規定及び2009年規定は、両立し、かつ相互補完すると考えられる。

(全17条)

IV 司法解釈

V 地方レベル

⁴ 具体的には、「螞蟻金融服務」を提供するアリババの螞蟻金融服務集団、京東商城傘下の「京東金融(JD Finance)」、「融360」を提供する北京融世紀信息技术有限公司等が金融情報サービス提供者に該当すると考えられる。

⁵ 国家インターネット情報弁公室による回答(http://www.cac.gov.cn/2018-12/26/c_1123908407.htm)をご参照ください。

⁶ 本ニュースレターNo.77(2009年5月号)をご参照ください。

⁷ 前掲の国家インターネット情報弁公室による回答をご参照ください。

VI その他

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ

射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、本間隆浩、原潔、
山口健次郎、鈴木幹太、森規光、宇賀神崇、青山慎一、井上諒一、
柿元將希、加藤瑛子、富永裕貴、保坂泰貴、水本真矢、福島翔平、
趙唯佳、李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、解高潔、李維佳、胡勤芳、高玉婷、
柴巍、戴樂天、吳馳、楊天翼、孟立恵

提携事務所 北京中諮律師事務所

張繼文

www.mhmjapan.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5223-7713
FAX : 03-5223-7613
tokyo-sec@mhmjapan.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路5号
北京発展大厦3階 100004
TEL : 86-10-6590-9292
FAX : 86-10-6590-9290
beijing@mhmjapan.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路1000号
恒生銀行大厦6階 200120
TEL : 86-21-6841-2500
FAX : 86-21-6841-2811
shanghai@mhmjapan.com